

# 地域公共交通計画の認定申請とは

## ●計画認定申請とは？

「カナちゃんバス」及び「やまなみタクシー」といった町内循環路線の運行経費に対する国の補助金申請を行うにあたって、必要な手続きのひとつです。

## ●なぜ計画認定申請が必要なのか？

国土交通省において、地域公共交通の維持に対する支援として、乗合バス等の運行経費に対する補助金支援が行われています。

真に公的負担により確保・維持が必要な路線に対し、効果的・効率的な支援を行うため、補助要件として、各市町村が定める地域公共交通計画に、補助申請する路線を位置付けることが求められています。

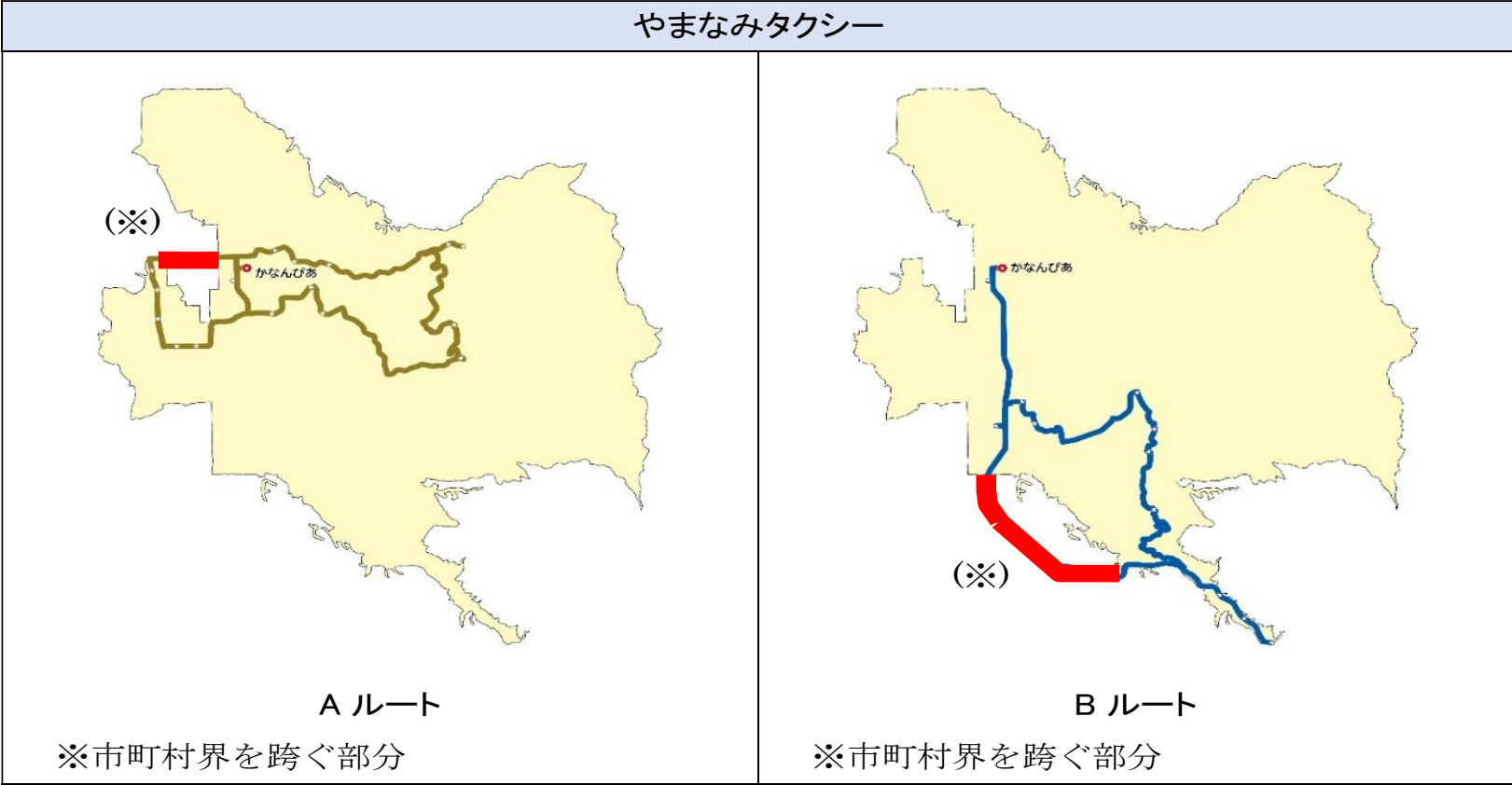
補助金制度

連  
動  
化

地域公共交通計画

# ●補助路線が複数市町村に跨る場合

補助申請する路線が複数の市町村に跨る場合、跨る全ての市町村において、地域公共交通計画に位置付けられている必要があります。本町の場合、「やまなみタクシー」がそのケースに該当します。



## ●複数市町村に跨る場合の例外

例外として、跨る市町村の地域公共交通計画に補助路線が位置付けられていない場合であっても、以下のような合理的な理由があれば、当該市町村の地域公共交通計画に補助路線が位置付けられている必要はありません。

【合理的な理由】

- ①当該市町村が補助路線に係る費用負担を行っていない場合
- ②当該市町村の住民の利用実態が無い場合 等



本来であれば、「やまなみタクシー」は、「富田林市」及び「干早赤阪村」を跨ぐため、各市村において、地域公共交通計画に位置付けられている必要がありますが、参考資料3のとおり、合理的な理由を以って、本町単独の補助路線とすることに承認を得ています。



## ●地域公共交通計画の軽微な変更に係る包括的な合意について

### ①趣旨

地域公共交通確保維持事業実施要領の規定により、地域公共交通計画の軽微な変更について、あらかじめ協議会において包括的な合意が得られている場合は、変更の都度、協議会を開催しなくても協議会の協議を経たものとして取り扱うことができることから、包括的な合意を得るもの。

### ②軽微な変更内容

- 各補助対象系統の1日当たり計画運行回数の10%以内又は1回以内の増減
- 各補助対象系統の計画運行日数の10%以内の増減
- 各補助対象系統のキロ程の10%以内の増減
- 各補助対象事業者に係る内定額の総額の10%以内の増減

**ただし、上記内容の変更を行った地域公共交通計画については、交通会議委員において情報共有することが必要です。**